

特別養護老人ホームやすらぎの里指定短期入所生活介護事業所運営規程  
(介護予防短期入所生活介護事業含む)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人博寿会が開設する特別養護老人ホームやすらぎの里(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、及び機能訓練指導員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームやすらぎの里
- (2) 所在地 愛知県海部郡飛島村大宝字八島113番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

併設する指定介護老人福祉施設の運営基準に準ずる。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型 10名  
(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、各利用者の負担割合証(利用者介護保険負担割合証に記載されている負担割合)に応じた額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第8条の通常の事業の送迎実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、1kmあたり20円を徴収する。なお滞在費及び食費については、介護保険負担額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を一日あたりの料金とする。

3 食費は、朝食290円、昼食680円、おやつ代170円、夕食650円を徴収する。(但し、支払いの上限額は、標準負担限度額認定証に記載されている額とする。)

4 滞在費として1日915円を徴収する。(但し、支払いの上限額は、標準負担限度額認定証に記載されている額とする。)

5 お楽しみ食費用として1回330円を追加徴収する。(業者委託による変更)

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、指定短期入所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の送迎実施地域)

第8条 通常の事業の送迎実施地域は、下記のとおりとする。

- 1 愛知県 飛島村、弥富市、蟹江町、愛西市、名古屋市中川区、港区
- 2 三重県 木曾岬町  
(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
  - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。  
(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 事業所は、生活相談員等の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。